



知っていますか お得な制度

水道料金算定の特例制度 (アパート料金)

高知市の水道料金は、使用水量が増えるにしたがって単価が上がるため、水道を共同使用されている世帯は、各戸契約の使用者と比べて料金が割高になりがちです。

このため、共同使用している水道を、各戸契約しているものとみなして水道料金を計算する特例制度 (アパート料金) があります。すべての世帯に基本料金がかかるため、共同使用している世帯数や使用水量によっては料金が高くなる場合もありますが、アパートやマンションなどで、水道局の1個のメーターで2つ以上の世帯にそれぞれ単独で水道を使用する施設があり、家庭用として使用している場合に申請が可能です。

なお、水道料金は代表者 (給水契約者) への一括請求です。

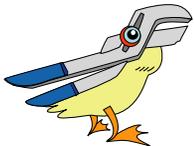
お問い合わせ・お申し込み先 料金課お客さま係 (電話821-3297)



すいどうくん 作 ともたけち



〈お願い〉二面倒ですが、みなさま自身で穴をあけてください。



各戸検針および各戸徴収サービス

高知市水道局では、建物の所有者や管理人の方が水道料金を集金しているアパートやマンションなどの共同住宅を対象に、「各戸検針及び各戸徴収サービス」を実施しています。

このサービスを利用すると、入居者のみなさまは水道局の料金表により直接水道局へ水道料金等を支払うことになり、建物の所有者のみなさまは検針や集金などの手間がなくなります。

2か月に一度、水道局が各戸に設置された子メーターを検針し使用水量、料金、振替予定日などを記載した「使用水量等のお知らせ」を戸別にお渡ししますので、使用水量や料金が検針時にすぐにわかり大変便利になります。

このサービスを受けるためには、子メーターが計量法で定められた使用期限まで一定期間以上使用できること、店舗等と併用の建物では住居部分の床面積が6割以上必要など、一定の条件を満たしていることが必要です。

お問い合わせ・お申し込み先 料金課検針係 (電話821-3299)



料金課業務を民間委託へ

平成23年1月～

お知らせ

民間のノウハウを活用し業務の効率化や経費削減により経営改善を図ることを目的として、平成23年1月から水道局の料金課業務 (料金等徴収業務) を包括的に民間委託します。

民間委託にあわせコンビニエンスストアでも料金の支払ができるようにするなど、サービスの向上に努めながら、業務の効率化をはかっていますので、ご理解ご協力をお願いします。

お問い合わせ先
料金課管理係 電話821-3246



募集 早明浦ダムと風力発電見学バスツアー



高知市の上水道は吉野川支流「瀬戸川」からも取水しています。その瀬戸川下流にある四国最大のダム・早明浦ダムに行ってみませんか! 帰りに南喜ヶ峰にある風力発電の見学や工作をします。

日時 8月8日 (日) (悪天候のときは中止する場合があります)
県民文化ホール前 7時45分集合 17時帰着予定

内容 早明浦ダム内部の見学
南喜ヶ峰森林公園に設置されている風力発電の見学
ペットボトルを使って風車作り (風力発電実験にも挑戦!)

参加費 無料 (弁当、雨具などはご持参ください)

対象 小学生とその保護者 定員45名

申込方法 往復はがきに、郵便番号、住所、電話番号、参加希望者全員の氏名と年齢を記入し、7月16日 (金) 必着で。
定員を超える応募があった場合には抽選により決定します。

お申し込み・お問合せ先
〒780-8010 高知市棧橋通三丁目31-11 高知市水道局企画課
「早明浦ダム見学バスツアー係」 電話: 821-3235まで

● 広報すいどうは資源保護のため再生紙を使用しています。